

超越的ならざるアイデア論：指示の因果説に於ける同一性言明の問題について

山口, 誠
九州大学大学院人文科学府：博士課程単位取得退学

<https://doi.org/10.15017/1498207>

出版情報：総合文化学論輯. 1, pp.31-43, 2014-11-01. 総合文化学研究所
バージョン：
権利関係：

超越的ならざるアイデア論 —指示の因果説に於ける同一性言明の問題について—

山口 誠

はじめに¹

「固有名 (proper name)」を純正指示表現と見做すことは可能だろうか。即ち、「カエサル」や「アリストテレス」のような実在の人間 (もの) のみならず、「ペガサス」のような架空の動物を表す表現も、それが固有名である以上、純正指示表現だと見做され得るだろうか。これを認めることは、「本質主義 (essentialism)」という哲学的立場にも通じることとなり、一見、荒唐無稽な話ということにもなろう。そして、そのような「荒唐無稽さ」は、「ペガサス」や「ハムレット」のような表現の指示対象を、所謂、何らか、超越的な対象と見做すことに由来するものかも知れない。しかし、我々の生きる世界はあくまで人間の生きる世界であり、このような荒唐無稽な・所謂超越的な発想を用いること無しに、固有名を純正指示表現として考えることが出来ないのだろうか。即ち、此处で最終的に追究すべきは「超越的ならざるアイデア論」である。

固有名を純正指示表現と考える場合、我々が直ちに直面するのは、フレーゲ (Frege, G.) によって提示された「同一性言明 (identity statement)」の問題である²。クリプキの例に即して、この問題を考えるならば、次のようになる。

(1) ヘスペラス=ヘスペラス

(2) ヘスペラス=フォスフォラス

(Kripke(1972), pp. 256 - 257)

これらの文に現れる固有名「ヘスペラス」と「フォスフォラス」は何れも金星という同じ天体を指示し、各々の「指示対象 (Bedeutung)」即ち「外延 (extension)」は一致する。これ故、(1) と (2) の外延 (真偽) も一致する筈だが、同一性言明の問題は、(1) と (2) を、次のような志向性現象を表す文、即ち、「志向的文 (intentional sentence)」に書き換えた時に生じる。即ち、

(3) 私は、ヘスペラス=ヘスペラス、と考える

及び、

(4) 私は、ヘスペラス＝フォスフォラス、と考える

である。

「ヘスペラス」と「フォスフォラス」が金星という同一の天体を指し示す以上、(1)と(2)の外延は一致する。ところが、(1)や(2)を含む、(3)や(4)のような志向的文の外延を考えた場合、話し手は、(1)を同一律という論理学上の命題を表す文であるが故に真と考える、即ち(3)が真である一方で、(2)は、天文学上の発見という経験的命題を表す文である故に、話し手がそのような発見を知らなかったりして真とは考えない、即ち(4)は偽である可能性がある。即ち、(1)と(2)の外延が一致するにもかかわらず、(3)と(4)の外延が一致しない可能性がある。以上のような、所謂「意味論上の揺らぎ」という問題が、同一性言明には存在するのである。

このような問題に対してフレーゲが採った方策は、(3)や(4)の外延決定は、(1)や(2)の「内包 (intension)」によって為されるというものである。即ち、フレーゲは、(1)や(2)が、(3)や(4)という志向性を表す文の文脈の中に置かれた場合に、(1)や(2)の、指示対象としての外延ではなく、「意義 (Sinn)」即ち「思想 (Gedanke)」としての内包が、その文の外延を決定すると考えるのである (Frege(1892), pp. 66 - 67)。しかし、本稿で為される考察は、このようなフレーゲの方策とは異なる。

フレーゲの考察に則るならば、(1)や(2)の外延は、(3)や(4)のような志向的文の文脈の中に置かれた場合、各々の志向的文の外延決定とは無関係となる (Frege(1892), p. 66)。換言すれば、(3)や(4)の外延上の不一致は、(1)や(2)の外延上の不一致に基づかない。これに対し、本稿では、先の意味論上の揺らぎの問題に関して、そもそも、(1)及び(2)の外延が一致するならば、(3)や(4)のような外延上の不一致は起こり得ないと考える。即ち、意味論上の揺らぎの問題は解決されるのではなく「解消」される。とすれば、問題は、(1)や(2)の外延が一致する時、如何にして(3)や(4)の外延も一致しなければならないことになるのかということになるだろう。

本稿での考察は、直接的には、所謂、「命題的態度 (propositional attitude)」と呼ばれるものに関するものであり、厳密には、固有名の純正指示表現の成立可能性を探るものではない。しかしながら、本稿での考察は、最終的に、因果説に関わる固有名の純正指示表現へと繋がるものであり、それ故に、このような固有名の純正指示表現が可能かという問題をも視野に入れたものでもある。従って、固有名の純正指示表現が可能かということに関しては、本稿の考察を踏まえた上で最終的に触れられることになるだろう。

第一節 文法的概念としての志向的对象

一般に、我々は、欲求や思考の対象も含まれる、赤や痛みのような、物理的な対象とは

異なる対象について考え得るが、このような対象のことを、アンスコムは、論文「感覚の志向性」に於いて「志向的对象 (intentional object)」と呼んでいる (Anscombe(1965), p. 4)。本稿冒頭に於いて、本稿で為される直接の考察の対象は、「思う」とか「信じる」という文、然も、「A は B だと思ふ」とか「C は赤いと信じる」等のように、所謂 that 節を目的語に取る命題的態度を表す文であると述べたが、その that 節で表されるものも志向的对象に含まれる。本節での考察の対象は、この志向的对象という概念である。

標準的には、命題的態度を表す文のような志向的对象について述べた文、即ち、志向的文の真理値を考える時、その志向的对象を表す表現の外延が何なのかは問われない。「A は B だと思ふ」という志向的文の場合、この文の真偽即ち外延は、「A は B だ」という志向的对象を表す表現の外延の如何に拘らず決定されると考えられている。このような標準的な考え方ではなく、志向的文の外延決定に、志向的对象を表す表現の外延の重要性を強調することが、繰り返すような命題的態度を表す文に生じた問題を説明する手掛かりとなる。

アンスコムによれば、志向的对象という概念は、文法的な説明の為のものである (Anscombe(1965), p. 9: cf. 黒田 (1992), p. 187)。これを理解する為に、先ず、古代ギリシアの英雄オイディプスの神話を参考にして、次のような場面を想定しよう。

オイディプスは、若い時、旅の途中で出遭った男を、自分の父親たる都市国家テーバイの王ライオスとは知らずに、口論の末、盗賊と思って殺した。その後、オイディプスは、テーバイの王となるが、暫く経った頃、町に疫病が流行り、その原因が、父親を殺した人間が、テーバイの町で咎められずに生きているということであることを知り、その不義の人間が誰かを部下に命じて探させる。この例を踏まえて、次のような文を考える。即ち、

(5) 私は父殺しの犯人を探した

である (Anscombe(1965), pp. 9 - 10)。(5) は探すという志向性現象を表す志向的文である (cf. 黒田 (1992), pp. 186 - 187, Anscombe(1957), §47)。

英語なり日本語なり、其処には、各々の言語体系中で成立する文法規則が存在する。志向的对象とは、志向的文の本動詞 (志向的動詞 (intentional verb)) の目的語によって表されるものに他ならない。即ち、(5) の場合、志向的对象は、端的に、「探した」という本動詞の目的語たる「父殺しの犯人」という表現によって表されるものである。従って、我々が、或る対象を志向的对象と見做すのは、その対象を表す表現が、志向的文という文脈の中で、その文法規則に則った形で、その文の本動詞の働きを受ける目的語と見做される時である (Anscombe(1965), pp. 8 - 9, 黒田 (1992), pp. 187 - 188)。言わば、志向的对象は、志向的文という一定の文脈の中で、その文の本動詞の働きを受ける目的語として表された「直接的对象 (direct object)」として性格付けられ、この直接的对象のクラスの下位クラスを構成するものである (Anscombe(1965), p. 7)。

このように、(5)に於ける「父殺しの犯人」という表現が志向的对象を表すということは、形式的な・本質的なこととして理解される (cf. 菅 (1992), p. 189) ³。これ故に、我々は、アンスコム⁴の考察では、「父殺しの犯人」のような表現は、先ず、第一に、その具体的な指示対象について考える時にも、当に、その表現が指し示すものと理解し得る。即ち、「父殺しの犯人」という表現の外延は、端的に、表現とその指示対象との関係で理解される⁴。その上で、では、志向的对象を表す表現たる「父殺しの犯人」の外延は一体何かということ考えた時に、それは偶然的に決定されることになるのである⁵。そして、このような、志向的对象に関する考え方が、「志向的文の真理値を考える時、その志向的对象を表す表現の外延が何なのかは問われない」という標準的な考え方を見直す手掛かりともなる。

では、アンスコム⁴の考察に於いて、(5)の「父殺しの犯人」は、具体的に、如何にして対象指示を行うのか、換言すれば、「父殺しの犯人」という表現の外延決定は如何にして為されるのか。これに関しては、「志向的对象という概念は、志向的文の文脈の中でしか成立し得ないものでもある」ということを念頭に置かなければならない。即ち、志向的对象を表す表現の外延決定は、志向的文の外延決定を前提とするのである。従って、第二節では、志向的文の外延に関する考察が、『インテンション』でのアンスコムによる「意図的行為 (intentional action)」に関する考察を手掛かりとして為されることとなる。

第二節 志向的文の真理条件 — 意図的行為論の観点から —

意図的行為とは、話し手 (行為者) による有意的行為のことであり (cf. Anscombe(1957), §5・18)、それは、『インテンション』で、アンスコムにより、体系的な考察が為されている。アンスコムは、『インテンション』§47で、或る行為に関して、それが常に意図的にしか為されない行為と、意図的にも非意図的にも為される行為を区別するが、差し当たり、本節で問題とするのは前者の行為のこととする。これは説明の便宜の為であり、当然、第一節で挙げた (5)「私は父殺しの犯人を探した」で表された、探すという行為も、常に意図的にしか為されない行為に含まれる (黒田 (1992), p. 187: cf. Anscombe(1957), §47)。

『インテンション』で、アンスコムは、意図的行為と非意図的行為とを区別する基本テーゼを提示する。この基本テーゼが、以下、本節で考察の対象となる意図的行為論の具体的対象である。

アンスコムによれば、意図的行為の成立は、その行為に関する知識の問題へと集約する (Anscombe(1957), §6)。即ち、意図的行為が成立するならば、話し手は、自らの行為について、即ち、自分が、今、何を行っているかについて知っていなければならない。そして、この時に成立する知識というのは「観察に基づかない知識 (knowledge without observation)」として理解されることになる (Anscombe(1957), §8)。此处で重要なことは、話し手は、必ず「或る記述の下に (under a description)」自らの行為を知っていなければ

ならないということである (Anscombe(1957), §6)。

例えば、話し手が、犬小屋を作る為に、木の板を鋸で挽いていて、且つ、知らず知らずの内に、木の板をギーギー挽く音をたてて隣人に迷惑をかけていたとする。このことは、一つの行為事実として、「犬小屋を作る」なり「鋸で挽く」、「隣人に迷惑をかける」等と記述され得るが、意図的行為の成立は、話し手が、そのような記述の下で自らの行為を知っていることへと集約する。即ち、この時、一方で、話し手による犬小屋を作るという意図的行為が成立しているが、それならば、話し手が「犬小屋を作る」という記述の下で自らの行為を知っていなければならない。他方で、隣人に迷惑をかけるということに関しては、話し手が「隣人に迷惑をかける」という記述の下に自らの行為を知らない為に、そのような意図的行為は成立しない (cf. Anscombe(1957), 菅訳:「訳者あとがき」, pp. 189 - 191)

このような「記述 (description)」という概念が、『インテンション』で提示された意図的行為の基本テーゼと関わることになる。即ち、その基本テーゼとは「記述は任意に置き換え不可能」というものである (Anscombe(1957), §§3 - 6, cf. 黒田 (1992), pp. 161 - 162)。犬小屋を作るという例で、話し手が、その下に自らの行為を知る記述「犬小屋を作る」は、記述「鋸で挽く」に置き換え可能だが、記述「隣人に迷惑をかける」には置き換え不可能である。話し手は、「犬小屋を作る」なり「鋸を挽く」という記述の下では自らの行為を知っているが、記述「隣人に迷惑をかける」の下では自らの行為を知らないからなのである。

この基本テーゼにより、意図的行為のクラスは意図的・非意図的行為を合わせた行為全般のクラスの下位クラスを構成することになる (cf. Anscombe(1957), §§7 - 8) が、我々は、この基本テーゼが各々の記述の外延決定にも影響すると考え得る。即ち、我々は、或る記述同士が相互に置き換え不可能ならば、各々の外延も一致しないと考え得るのである。

例えば、第一節の例に基づいて、新たに、

(6) 私はテーバイの王を探した

という文を導入する。この時、話し手たるオイディプスが、テーバイで流行った疫病の原因たる父殺しの犯人を探したという行為が意図的行為である以上、話し手は、(5) という記述の下で自らの行為を知っていたのではあるが、同時に、その父殺しの犯人が、テーバイの王、即ち自分自身だということは知らなかった。それ故、(6) という記述の下では自らの行為を知らなかった。ならば、この時、(5) と (6) の外延も一致しないものとならなければならない。このことは、(5) や (6) の外延としての指し示す事実というものが、当に、意図的行為であるという事実から帰結する。

一方で、(5) の外延が如何なるものかについては、我々は、容易に、それが真だと考え得る。というのも、話し手 (行為者) は、(5) という記述の下に自らの行為を知っているからであり、話し手が (5) という記述の下に自らの行為を知っているということは、当

然、(5) という記述は真なる記述でなければならないからである。では、他方で、(6) の外延に関してはどうか。確かに、行為者は、(6) という記述の下に自らの行為を知らないものであるから、(6) の外延は、真偽何れでも可能である。しかし、此处では、あくまで、(6) の外延は、(5) とは異なる、即ち、偽であると考えられなければならない。このことは、差し当たり、前述のように、父殺しの犯人を探したという行為が、話し手によって、当に、意図的に為されたものであるということから導き出される。

父殺しの犯人を探したという(行為)事実は、明らかに意図的行為という事実であり、それ以外には、即ち、非意図的な行為とは考えられない。とすれば、(6) は、このような事実を指し示し得ない。というのも、(6) が指し示し得るのは、意図的にテーバイの王を探したという事実のみであり、この場合、オイディプスがテーバイの王を探したという行為は意図的行為ではないからである⁶。従って(6) は真ではあり得ず偽である。

第三節 志向的对象への意図的行為に関する基本テーゼの適用

本節では、志向的对象を表す表現の指示対象即ち外延について、具体的には、(5) 「私は父殺しの犯人を探した」に於ける「父殺しの犯人」と(6) 「私はテーバイの王を探した」に於ける「テーバイの王」の各々の外延について、第二節で考察した意図的行為論に基づいて考察する。第二節では、意図的行為が成立する場合、話し手(行為者)が、その下に自らの行為を知るところの記述は任意に置き換え不可能であるという、意図的行為に関する基本テーゼが示され、更に、その場合、各々の記述の外延は一致しないことになることが示された。本節の考察は、これを踏まえて為される。即ち、オイディプス神話に則れば、一見、「父殺しの犯人」と「テーバイの王」との外延は一致するが、両者の外延は、あくまで一致しないということが示されるのである。

以上のことを示す為に、我々は以下の三点を念頭に置く。

第一点目と第二点目は、各々、第一節の考察から、志向的对象という概念は、志向的文脈の中でしか成立し得ないものでもあるということと、(5) の「父殺しの犯人」や(6) の「テーバイの王」という表現が志向的对象を表すということは、形式的な・本質的なこととして理解される故に、各々の表現の外延は、端的に、各々の指示対象との関係で理解されるということである。

第三点目は、これも第一節でも触れた、志向的对象のクラスが、それによって直接的対象のクラスの下位クラスを構成する或る規則の存在である。これに関しては、志向的对象に関するアンスコム⁷の議論が、第二節で考察したところの『インテンション』での意図的行為に関するアンスコム⁸の議論と密接な関わりがあることが、念頭に置かれねばならない。即ち、前者の議論は後者の議論を拡張したものなのである (cf. 黒田 (1992), p. 161)。

第二節で考察した意図的行為の成立の基本テーゼとは、話し手が、その下で自らの行為

を知る記述が、他の任意の記述とは置き換え不可能だということであった。この基本テーゼは、意図的行為のクラスを意図的・非意図的行為を合わせた行為全般のクラスの下位クラスを構成せしめるが、このことは志向的对象にも当て嵌まる。即ち、志向的对象は「或る記述の下で」成立可能であり⁷、その記述は他の任意の記述によって置き換え不可能である（黒田（1992），p. 190）。従って、（5）の「父殺しの犯人」は、話し手によって、「テーパーバイに災いを齎す者」等々という記述で置き換え可能かも知れないが、此処では、明確に「テーパーバイの王」という記述で置き換え不可能だということになる。

以上の三点と、第二節で考察した、「意図的行為が成立する場合、話し手（行為者）が、その下に自らの行為を知るところの記述は任意に置き換え不可能である」という、意図的行為に関する基本テーゼを考え合わせるならば、我々は、「父殺しの犯人」及び「テーパーバイの王」という各々の表現の外延に関して、或る結論に達することになる。即ち、両者の外延が一致しないものとなるということである。即ち、第三点目たる、（5）の「父殺しの犯人」なり（6）の「テーパーバイの王」等々の表現が、各々、置き換え不可能であるということの原因としては、当然、両表現の外延上の不一致であると考えられるのである。

先ず、第二点目から、（5）の「父殺しの犯人」と（6）の「テーパーバイの王」という表現は、端的に、各々の外延を表すものである。これを踏まえて、第一点目から、両表現の外延は、あくまで、（5）や（6）の文脈の中から決定され、その文脈から離れて外延決定が為されるわけではない。要するに、両表現の外延決定は、（5）や（6）の外延に基づくのである。このことから、我々は、両表現の外延上の不一致は、（5）と（6）との外延上の不一致に帰される、換言すれば、（5）と（6）の外延が一致しないならば、「父殺しの犯人」と「テーパーバイの王」の外延も一致しないと考え得るのである。

第二節の考察から（5）と（6）の外延は一致しない。即ち、（5）は真で（6）は偽である。この時、（5）と（6）との表現上の不一致を考える時、それは、「探した」という志向的動詞の目的語の不一致である。従って、（5）と（6）との外延が一致しない以上、その志向的目的語としての表現たる「父殺しの犯人」と「テーパーバイの王」の外延も一致しない。もしも「父殺しの犯人」と「テーパーバイの王」との外延が一致するならば、（5）と（6）の外延も一致せざるを得なくなる。何故ならば、（5）と（6）との不一致は、その「探した」という動詞の目的語の不一致に他ならないからである。

第四節 志向的对象を表す表現としての同一性言明

何故、（1）「ヘスペラス＝ヘスペラス」と（2）「ヘスペラス＝フォスフォラス」との外延が一致するにもかかわらず、（3）「私は、ヘスペラス＝ヘスペラス、と考える」と（4）「私は、ヘスペラス＝フォスフォラス、と考える」との外延は一致しないのか。この「意味論上の揺らぎ」こそ、本稿冒頭で述べた同一性言明の問題であった。本節では、第一節・

第二節・第三節での考察を踏まえた上で、この意味論上の揺らぎの問題について、この問題に関するフレーゲの説明を踏まえた上で考察することとしたい。

結論から述べるならば、以上のような意味論上の揺らぎの問題というのは起こり得ないと考えられる。そもそも、(3)と(4)は、命題的態度を表す文であるが故に志向的文の一種であり、更に、(1)と(2)は、志向的对象を表す表現(文)である。従って、第三節の考察の通り、(5)「私は父殺しの犯人を探した」と(6)「私はテーバイの王を探した」の外延が一致しないならば、「父殺しの犯人」と「テーバイの王」の外延が一致しないのと同様に、(3)と(4)の外延が一致しないならば、(1)と(2)の外延も一致しないと述べ得る。そして、これは、(1)と(2)との外延が一致するならば、(3)と(4)の外延は一致する、ということでもある。即ち、(3)と(4)の外延上の一致というのは、(1)と(2)の外延上の一致の必要条件として理解され得る。

従って、(1)と(2)の外延が一致するならば、必ず、(3)と(4)の外延も一致することになる。要するに、「何故、(1)と(2)との外延が一致するにもかかわらず、(3)と(4)との外延は一致しないのか」という意味論上の揺らぎは、「(1)と(2)との外延が一致するにもかかわらず、(3)と(4)との外延は一致しない」という命題が偽である以上、起こり得ないのである。こうして、同一性言明に於ける意味論上の揺らぎの問題は、解決するのではなく、「解消」するのである。

以上が、本稿で提示される同一性言明の問題への見解であるが、これは、本稿冒頭でも述べたフレーゲの見解とは異なる。では、如何なる点で異なるのか。

フレーゲによる意味論上の揺らぎの問題の説明とは、(3)や(4)の外延は、(1)や(2)の内包によって決定される、換言すれば、前者の「指示対象(Bedeutung)」は後者の「意義(Sinn)」によって決定される、というものである。確かに、フレーゲに於いても、(3)や(4)のような志向的文の外延は、(1)や(2)の外延によって決定されると考えられている。但し、この時に(1)や(2)の外延と考えられるものというのは、思想という内包的な概念である(Frege(1892), pp. 65 - 68)。要するに、フレーゲは、話し手の思想という内包的要素によって、(3)や(4)のような志向的文の外延を説明したのである。従って、以上のようなフレーゲの考察からすれば、(1)や(2)の外延は、然も、真偽としての外延は、(3)や(4)の外延決定に決定的な役割を果たさないことになる。

これに対し、本稿の考察では、フレーゲのように、(3)や(4)のような志向的文の外延は、フレーゲに於いては外延であると考えられている(1)や(2)の内包的な意義という話し手の思想によって決定されるとは考えず、(3)や(4)が志向的文であると雖も、その外延は、(1)や(2)の真偽としての外延によって齎されなければならないと考える。そして、このように(1)と(2)の外延が問われるということが、結局のところ、(3)や(4)の外延決定に影響を与えることになる。

尤も、(1)や(2)の外延が一致しないならば、(3)や(4)の外延は一致・不一致

の双方の可能性はある。しかし、繰り返すように、「(1) と (2) との外延が一致するならば、(3) と (4) の外延は一致する」。この点で、(1) や (2) の外延は、(3) や (4) の外延決定に影響を与える。即ち、(1) や (2) の外延が一致するならば、必ず、(3) や (4) の外延も一致しなければならないのである。

これによって、(1) や (2) によって表されるところの真偽としての純粋に外延的な要素は、(3) や (4) のような命題的態度を表す文の外延決定に関わることになる。即ち、寧ろ、その役割は、話し手の思想というような内包的な要素よりも強い。というのも、言わば、(1) や (2) の外延は、(3) や (4) の外延決定の原因と考えられるからである。この点で、志向的文の外延は、話し手の思想のような内包的要素というよりも、当に、志向的对象を表す表現の指示対象としての外延によって決定されると考えられ得るのである。

おわりに ー指示の因果説に定位した、純正指示表現としての固有名ー

本稿冒頭でも述べたように、本稿の考察の直接の対象は、命題的態度を表す文での意味論上の揺らぎの問題であった。この問題は、同一性言明の問題にも通じるものだが、「固有名を純正指示表現として考察することは可能か」という、固有名の果たす役割を純粋な名指しと考える指示の因果説に関連する問題をも射程に入れたものでもあった。此处では、本稿での考察に基づいて、純正指示表現としての固有名の成立可能性について、即ち、(3) 「私は、ヘスペラス＝ヘスペラス、と考える」及び(4) 「私は、ヘスペラス＝フォスフォラス、と考える」という二つの文に現れる固有名「ヘスペラス」及び「フォスフォラス」について、各々の純正指示表現としての成立可能性について考察することにしたい。

第四節の考察の通り、本稿の考察の結論は、フレーゲとは異なり、(1) や (2) の外延が、(3) や (4) のような志向的文の外延決定に際しても重要な役割を果たしているということであった。フレーゲは、「(1) や (2) のような文が、(3) や (4) のような志向的文の文脈の中に置かれる時、話し手の思想を外延に持ち、この外延によって、(3) や (4) のような志向的文の外延は決定される」と、換言すれば、(3) や (4) のような志向的文の外延は、(1) や (2) の思想を表すところの意義としての内包によって決定されると考えた。このことは、(3) や (4) の外延決定には、(1) や (2) の外延自体は無関係ということでもある。しかし、これに対し、本稿での結論は、繰り返すように、(1) や (2) の外延も、(3) や (4) の外延決定に重要な役割を果たすというものである。

そもそも、フレーゲが、「(3) や (4) のような志向的文の外延は、(1) や (2) の意義としての内包によって決定されると考えた」というのは如何なることなのか。それは、結局のところ、(1) や (2) を、各々、例えば、

(7) 夕方西の空に見える明るい星＝夕方西の空に見える明るい星

及び

(8) 夕方西の空に見える明るい星＝明け方東の空に見える明るい星

と書き換え、各々の外延を問うことが、(1) や (2) の外延を問うことだと考えたに等しい。此处で、「ヘスペラス」が「夕方西の空に見える明るい星」に、「フォスフォラス」が「明け方東の空に見える明るい星」に書き換えられているが、このような書き換えは、金星に関する話し手の理解を示しており、この理解の相異が、(7) と (8) との外延上の不一致となって現れ、(3) と (4) の外延上の不一致となって現れることになる (cf. 飯田 (1995), pp. 259 - 273) ⁸。「(1) や (2) のような文が、(3) や (4) のような志向的文の文脈の中に置かれる時、話し手の思想を外延に持ち、この外延によって、(3) や (4) のような志向的文の外延は決定される」ということは、以上のことを表しているのである。

このように考えるならば、そもそも、(1) や (2) の外延は、(3) や (4) の外延決定に重要な役割を果たさず、それを果たすのは両者を書き換えた (7) や (8) の外延である。繰り返すように、「(3) や (4) の外延決定には、(1) や (2) の外延自体は無関係」とはこのことを意味する。とすれば、本稿の結論たる「(1) や (2) の外延も、(3) や (4) の外延決定に重要な役割を果たす」ということの意味するものを考える場合、これは、(1) や (2) が、(7) や (8) のように書き換えられることなく、各々の外延が、(3) や (4) の外延決定に重要な役割を果たすということでもある。此处に、固有名「ヘスペラス」及び「フォスフォラス」が純正指示表現と考えられる手掛かりがある。

(1) や (2) が、(7) や (8) のように書き換えられないのであれば、各々の外延は「ヘスペラス」や「フォスフォラス」の外延に依存する。即ち、「ヘスペラス」と「フォスフォラス」が純正指示表現であることが前提され、各々が同一の対象を指示するのであれば、(1) と (2) の外延は一致し、(1) と (2) の外延が一致しないならば、「ヘスペラス」と「フォスフォラス」の外延も一致しない。この点がフレーゲの考察とは異なる点であり、第一節の考察のように、(1) や (2) が、形式的・本質的に志向的对象を表す表現であり、端的に、各々の指示対象を指し示すことに由来するのである。

引用文献

- Anscombe, G. E. M. (1957) ⁹, *Intention*, 2nd ed., Harvard University Press: Cambridge, Massachusetts and London England, 2000 (邦訳：菅豊彦訳, 『インテンション—実践知の考察—』, 産業図書, 1984)
- (1965), “The Intentionality of Sensation: a Grammatical Feature”, *The Collected*

- Philosophical Papers of G. E. M. Anscombe: II Metaphysics and the Philosophy of Mind*, Basil Blackwell: Oxford, 1981
- Frege, G.(1892), “On Sense and Reference”, *Translations from the Philosophical Writings of Gottlob Frege*, Black, M. (trans.), Geach, P., Black, M. (ed.), Basil Blackwell: Oxford, 1960 (邦訳：土屋俊訳，黒田亘，野本和幸編，「意義と意味について」，『フレーゲ著作集4 哲学論文集』，勁草書房，1999)
- Kripke, S.(1972), “Naming and Necessity”, *Semantics of Natural Languages*, Davidson, D., Harman, G.(ed.), D. Reidel Publishing Company: Dordrecht – Holland, 1972 (邦訳：八木沢敬，野家啓一訳，『名指しと必然性 一様相の形而上学と心身問題一』，産業図書，1985)
- Russell, B.(1918), “The Philosophy of Logical Atomism”, *Logic and Knowledge: Essays 1901 – 1950*, Marsh, R. C.(ed.), George Allen & Unwin LTD: London, The Macmillan Company: New York, 1956 (邦訳：高村夏輝訳，『論理的原子論の哲学』，ちくま学芸文庫，2007)
- Wittgenstein, L.(1922), *Tractatus Logico - Philosophicus: Ludwig Wittgenstein, Werkausgabe Band I*, Suhrkamp: Frankfurt am Main, 1984 (邦訳：①奥雅博訳，『ウィトゲンシュタイン全集1：論理哲学論考』，大修館書店，1975，②黒田亘編，『ウィトゲンシュタイン・セレクション』，平凡社，2000)
- 飯田隆 (1995)，『言語哲学大全Ⅲ 一意味と様相（下）一』，勁草書房，1995
- 菅豊彦 (1992)，「志向性と外的世界」，『プラトンの探究』，森俊洋，中畑正志編，九州大学出版会，1992
- 黒田亘 (1975)，『経験と言語』，東京大学出版会，1975
- (1992)，『行為と規範』，勁草書房，1992

注釈

¹ 本稿は、比較思想学会福岡支部第95回大会（とき：2013年8月24日（土），ところ：福岡市男女共同参画センターアミカス研修室C）で為された発表の原稿「「何かの記述」と「誰かの記述」 一指示の因果説に於ける同一性言明の問題について一」に基づいて執筆された。

² 固有名を純正指示表現と考える場合、「否定的存在言明（negative existential statement）」を巡る問題もある。これについては稿を改めて論じる。

³ 数学を例に採る場合、数という概念は、1及び2、3等々の自然数にとっては本質的な概念である。換言すれば、1、2、3等々は数であり、数でない1、2、3等々はあり得ず、形式的概念とは、この数のような概念のことである。従って、「3は数である」という言明の真偽を問う場合、我々は、経験に訴える必要は無く、数学という、言わば、概念体系の（此处では文法規則の体系の）中でのみ問われるものである。換言すれば、このよう

な言明の真偽を確かめる為に、経験的な事実を訴えたり、新たな知識を獲得する必要は無いのである (cf. Wittgenstein(1922), 4.126 - 4.1272)。

⁴ このことは、当に、ラッセル (Russell, B.) が「固有名は省略された記述である」と考えたように (Russell(1918))、「父殺しの犯人」という表現が、例えば「テーブルに災いを齎す者」等と書き換えられ、消去されることによって理解されるわけではないということをも意味することになる。この点は本稿末尾(「おわりに」)で触れられることになる。

⁵ 前述(注)3の通り、「3は数である」という言明の真偽を確かめる為に、経験的な事実を訴えたり、新たな知識を獲得する必要は無いのではあるが、但し、「あの部屋に机が3つある」という言明の真偽を確かめる為には、経験的な事実を訴えたり、新たな知識を獲得する必要がある。即ち、数学という概念体系から離れて、この場合は、実際に、その部屋に行ってみなければならぬ。偶然的な要素とは、このような、経験的な事実、或いは、それによって獲得された新たな知識のことを意味する。

⁶ 尚、此処では触れなかったが、例えば、第一節で述べたオイディプス神話に則って、次のような記述、即ち、

(9) 私は盗賊を殺した

(10) 私は父親を殺した

によって表されるところの意図的でも非意図的もあり得るも存在する。この場合、オイディプス神話に則れば、観方によっては、(9)のみならず(10)もが真であるとも考えられるだろう。オイディプスは、自らの意図に反しているとはいえ、自分の父親を殺したということも事実だからである。換言すれば、(9)も(10)も同一の事実を記述していると考え得る。しかし、そのような行為の場合でも、此処では、事実を記述しているのは(9)だけであり、(10)ではないと考えなければならない。この問題に関しては、稿を改めて論じる必要があるが、此処で、その説明の手掛かりを挙げるならば、「意図的行為が成立する時、その成立に関する説明を知識の問題として行う」というものになる。

実は、アンスコムによって此処で考えられている知識というものは「理論的知識 (theoretical knowledge)」ではなく「実践的知識 (practical knowledge)」だと考えられる。即ち、両知識に於いては、当然、記述と事実との一致が前提とされるが、実践的知識とは、理論的知識のように、最初に何らかの事実を想定し、それを正確に写し取るのか否かによって、記述と(行為)事実との一致が考えられているわけではない。寧ろ、記述と事実との一致は、話し手(行為者)が、記述として表された自分の意図なり他人からの命令に合わせる形で成立するのである (Anscombe(1957), § 32)。

このような実践的知識に於ける記述と事実との一致を踏まえた上で、(9)及び(10)の真偽が如何に捉えられるのかについて、改めて考察し直されなければならない。即ち、記述と事実が一致するのは、話し手(行為者)が、記述として表された自分の意図なり他人からの命令に合わせる形で成立するのであるから、やはり、我々は、(9)は真だと考え得ても、(10)は真だと考え得ない。後者は、あくまで、理論的知識のように、事実を正確に写し取っているという点では真だと考え得るのみだからである。

⁷ 「志向的対象とは、その(記述の)下で(志向的対象を与えるような)記述を与えるところの語や表現によって与えられるものである。(An intentional object is given by a word or phrase which gives a description under which.)」(Anscombe(1965), p. 9, 括弧内は引用者)

⁸ このことは、本稿第一節の注)4とも関連する。「父殺しの犯人」という表現が、例えば「テーブルに災いを齎す者」等と書き換えられ、消去されることによって理解される(注)4)ということは、前者を書き換えた後者は、前者に関する話し手の理解を示すものであり、(5)「私は父殺しの犯人を探した」の外延は、その結果得られた、

(11) 私はテーバイに災いを齎す者を探した

の外延へと帰されることになる。この時に生じる「父殺しの犯人」から「テーバイに災いを齎す者」への書き換えは、父殺しの犯人に関する話し手の理解を示すものである。即ち、注) 4でも述べたように、「固有名は省略された記述である」と考えることは、そのような固有名によって指し示された対象を、話し手自らの理解に即して書き換えるということである。基本的には、本稿で批判的に検討されるべきなのは、このような固有名の意味を話し手自らの理解に即して考えるということである。但し、この「話し手自らの理解」ということに関しては、様々な捉え方があるとは思いますが、差し当たり、此处では、黒田亘氏の文献（黒田（1975），第一章）を挙げておく。

⁹ 著者名直後に付された括弧内の数字は、後続するテキストが、実際に公表された年（西暦）を示すものである。それ故、括弧内の数字と、後続して最後に記載された、そのテキストが実際に収められた文献の発行年とは、一致する場合もあれば、改訂版であったり後にアンソロジー・全集等に編集されて新たに掲載されたりして一致しない場合もある。

[Non Transcendental Idealism: a Study of Causal Theory of Reference about Identity Statement]

[YAMAGUCHI Makoto・平成23年度九州大学大学院人文科学府博士後期課程単位修得退学・哲学]